

金ケ崎町収入保険加入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、新型コロナウイルス感染症等の影響に起因する電気料等の物価高騰により、農業保険法（昭和22年法律第185号）第16条に規定する農業経営収入保険の保険料の負担に苦慮している町内に住所を有する農業者又は町内に拠点をもつ農業法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で金ケ崎町収入保険加入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ケ崎町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱（令和2年金ケ崎町告示第194号。以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象及び補助金額)

第2 補助金の交付対象とする事業、対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第3 補助対象者は、岩手県農業共済組合胆江地域センター長（以下「受任者」という。）を代理人として申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任することができる。

2 受任者は、前項の規定による委任を受けるときは、補助対象者から委任状（別記1）を徴するものとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助対象者または受任者が補助金の交付を受けるときは、金ケ崎町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、町長が定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5 町長は、第4の規定による申請書を受領したときは、速やかに必要な事項を審査のうえ、交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、第4の規定による申請者及び委任者（以下「交付申請者」という。）に対し、金ケ崎町新型コロ

ナウウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、交付申請者に対し、金ケ崎町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金不交付決定通知書（様式第2-2号）により、その旨及び理由を明示し、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6 第5の規定による交付決定を受けた交付申請者は、金ケ崎町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（様式第3号）に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7 町長は、第6の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8 町長は、交付申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付要綱第8に規定する金ケ崎町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9 町長は、第8の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（要領の失効）

第10 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第8及び第9の規定は、この要領の失効後もなおその効力を有する。

（補則）

第11 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1（第2関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の上限額
収入保険（個人にあっては保険期間が令和6年1月1日から令和6年12月31日までのものに、法人にあっては保険期間の初日が令和6年1月1日から令和6年4月1日までの間に属するものに限る）に加入する事業	補助対象者が加入する収入保険の保険料（積立金及び付加保険料（事務費）は除く）。	補助対象経費の1/2以内に相当する額（千円未満切り捨て）	20万円